

事務・事業、組織・機構及び公共施設の管理運営の見直し並びに業務の電算化についての基本方針（平成7年1月30日）

1 検討対象期間

平成7年度から平成11年度までを対象期間とし、検討結果については「平成7年度計画」、「平成8～11年度計画」、「将来的課題」に分類するものとする。

2 平成7年度以降の事務事業について

既存の事務事業の外、市が策定した第5次鳥取市総合計画、鳥取市高齢者保健福祉計画、鳥取市同和対策実施計画、等の新規事業についても、検討対象とする。

3 事務事業の委託の適否

事務事業の委託の適否についてはつぎの4項目に留意し、検討するものとする。

- (1) 経済性（行政運営のコスト）、能率性（事務処理の迅速化、簡素化、効率化）を考慮する。
- (2) 行政責任の確保を考慮する。（行政水準、行政指導、公平性、プライバシーの保護等）
- (3) 行政サービスの低下を招かないよう考慮する。
- (4) 最も適当な委託先についての検討を行う。（第3セクター・公社・民間・市民協力・市民参加等）

4 公共施設の管理運営の実施方法

公共施設の管理運営について、最も適正な運営方法について検討する。

以下の方式は、それぞれの長所と短所をもっている。公共施設の性格や利用住民のニーズなどの諸条件を分析の上、それぞれに合致した管理運営の方式を模索することが必要である。

市民協力についても同様であり、ボランティアの有無、有償か無償でよいか、どのような仕組みが最適なのか、などの検討をふまえ、市民協力の仕組みを創設していくことが重要である。

(1) 直接経営方式

施設の建設から管理運営に至るまですべての責任を直接的に負う。

(2) 第3セクター方式

公的な性格と私的な性格の双方をもつ半官半民型である。

従って、公共性を維持すること、経済的に優れていること、という2つの条件を満たすことが必要。

(3) 民間委託方式

公共施設の管理運営を民間委託するためには、その施設が経済性（採算性、効率）に優れていることが必要条件。

(4) 市民参加・市民協力

この方式は、自治体から市民への委託、市民の行政への参加あるいは協力、奉仕などの形で行う。

自治体と住民との関係には、住民の参加意識や協力意欲が前提となるが、具体的には、有償か無償かによって区分される。

5 事務事業の広域的処理

生活圏の広域化という地域社会をめぐる動向のなかで、自治体行政は、行政事務の広域化へのニーズが多様に生じつつある。

広域行政は、自治体における事務処理の効率化という観点から市町村行政の共同化、広域化を図るという面と、市町村の自治をのばす手段としての協力という二面性をもっている。

広域行政は、市町村の自治の確立を前提としながら、必要に応じて広域的に協力するという基本施策が必要である。

将来、広域行政で行う方がよいと思われる事務事業は、広域交通網の整備、大規模施設の建設運営など、多様なものが挙げられる。

広域行政は、広域的な住民ニーズに応えるための行政協力であり、市町村が協力することによって合理的、経済的、効率的であるために成立するものである。これらの点を留意し、事務事業の広域的処理について検討するものとする。

6 情報システム化

情報化社会の進展により、住民に対する各種の行政サービスは、より質の高いものとなっている。このため、行政情報のデータベースを整備し、的確な行政データを検索し、政策決定の最適化を図る必要性が生じてきている。

オンライン・システム、データベース、システム等の高度利用を図り、行政事務の迅速化、データの多面的・有機的利用を積極的に図っていく必要がある。

今後、事務事業を執行する上において、この方針で実施していくことを基本に、組織機構を検討するものとする。

7 配置職員数

本市の定数管理については、行革審の意見書等の趣旨を踏まえ、複雑化、多様化する行政需要に的確に対処するため、組織機構の簡素合理化、事務事業の見直し等を行い、少数精鋭により行政が執行されており、この方針を基本原則として検討するものとする。

なお、今後一層の行政需要の増加に伴い、正職員の増員配置要求が見込まれるが、組織と人員の膨張を防ぐために、課等の組織単位を増やさないことを基本前提とする。

組織等の新設の場合には、それに相当するだけの既存組織等を廃止（委託も含む。）するスクラップアンドビルド方式で実施するよう検討し、総定数を最小限に抑え、部門ごとの適切な定数配置を検討するものとする。

非常勤職員・臨時職員で執行が可能な事務事業については、行政のあらゆる分野において、積極的に登用するという基本方針で検討するものとする。